八潮地区防災計画

自らの身の安全は自ら守る

自分たちの街は自分たちで守る

自己完結型の防災を目指す

防災から減災へ

暮らしながら備える防災

要支援者とともに

令和８年３月

品川区防災協議会八潮地区協議会

１．地区の概要

（１）地区の特徴

①地区の範囲

品川区八潮5丁目

②地区の社会特性

- 人口：　１1,578 人　（令和７年１月１日現在）
- 世帯数：５,820　世帯
- 高齢者人口（６５歳以上）が占める割合は３6.5%で品川区全体 19.6%と比較すると、高齢者（65 歳以上）が多く居住している。このことは要支援者（災害発生時、必要な情報の把握や避難生活等に特に配慮する必要がある者）への対応を考慮する必要がある。
- 日中は小さな子供と高齢者の街
- 住民交流の減少
- 自治会組織や防災区民組織が形成されていない

③地区の災害リスク

- 高層棟の存在　　縦の移動困難
- ライフラインの途絶が予想
- 高齢化率が高い。
- 防災意識の高さは一部の人だけ
- 自治会組織や防災区民組織が形成されていない

（２）今後想定される災害

災害種別	想　定	対　策
首都直下地震	M7 クラス（都心南部直下地震） 震度６強 ライフラインの停止（品川区想定） 停電率：21.3% 通信不通回線率：11.0% 上水道断水率：30.2% 下水道被害率：6.4% ガス供給停止率：60.6%	地震による揺れから身を守る 家具固定、 水・食料等の備蓄（７日分以上）
南海トラフ地震	震度５強 津波の発生 品川区　2.38m 立会川河口付近	地震による揺れから身を守る 家具固定

（３）地区の過去の災害

災害名称及び 災害発生年月日	災害による被害状況
1992 年 7 月 22 日	八潮地区全域の大停電
２００６年8月１４日	送電線の切断による関東地域の停電
２０１８年9月9日	台風第１５号による倒木、冠水
２０２１年１０月１３日	停電
２０２２年２月 15 日	停電

（４）八潮で想定される災害リスク

リスク要因	想　定	対　策
建物	①　ドアが開かない　　閉じ込め ②　トイレ使用不可 ③　落下物　　けが人発生 ④　家具転倒 ⑤　倒木 ⑥　火事 ⑦　ゴミ増大 ⑧　水漏れ ⑨　橋の崩壊　　交通遮断　　陸の孤島化 ⑩　がけ崩れ　　法面崩壊	近助・共助による救出・救護
ライフライン	①　停電 エレベーター停止 水道停止 ②　ガス使用不可　　マイコンメーター作動 ③　上下水道不通 ④　電話不通 ⑤　情報収集不能 TV、ラジオ、インターネットなど ⑥　スマホ使用不能　　家族などと安否不明	SNS の活用 高層難民
病気	①　ストレス ②　病人対応 ③　死者対応 ④　医薬品不足	見守り
生活	①　食料品不足 ②　外部流入 ③　外国人 ④　風評被害	近助・共助
要支援者	高齢者 デイサービス施設での保護 個別避難計画の策定 障がい者 保護者がオープンにしない（隠す） →　対処方法不明 顔を覚える	自治会の貢献大

２．防災と福祉の連携

（１）活動目標

寄り添い、支え合いで
命を守る地域のつながり

（２）現状の把握

八潮地区は災害時在宅避難を進めているが、停電によりエレベーターの停止が予想され、エレベーター内に閉じ込め事案が発生するばかりか、「縦の移動」が困難となり、高層難民（孤立化）を生み、高齢者が高齢者を支援せざるを得ない状況となり、二次災害のリスクや災害関連死を招く恐れなど高齢者への十分な配慮が必要となる。

八潮地区は高齢者施設をはじめ、知的障がい者施設や身体障がい者施設など多くの福祉施設が設置されており、災害時における支援を取り入れていく必要がある。

また、保育園4か所、幼稚園1か所、小学校1か所が設置されており、平日日中の災害発生は相当の混乱が生じることも予想できる。

以上のことより八潮地区では防災と福祉の連携を進めていくことが求められる。

（３）支援対象者の概念（要配慮者、避難行動要支援者）

社会的孤立が危惧される人

- 危険を察知する能力が無い、または困難な人
- 危険を察知しても適切な行動ができない、または困難な人
- 危険情報を受け取ることができない、または困難な人

■要配慮者の定義■

要配慮者	高齢者 障がい者	避難行動 要支援者	65 歳以上の要支援又は要介護認定者で、一人暮らし又は高齢者のみの世帯の方
			40 歳から 64 歳の方のうち要支援又は要介護認定者で、一人暮らし又は高齢者のみの世帯と同居している方
			「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に規定する介護給付のサービス及び地域生活支援事業を受けている方
			上記のほか、地域の中で見守りが必要な高齢者又は障がい者
	乳幼児		
	妊産婦		
	病弱者（慢性疾患を有する方等）		
	日本語の理解が十分でない外国人		
	その他地域で配慮が必要な方		

（４）地域ぐるみの支援体制

区民防災組織・自治会
民生委員
社会福祉協議会　　など

（５）要支援者の課題

高齢や障がいなどの要因により、その備えや行動は多くの困難が危惧される　→　きめ細かな対応方法
大人も子供も心のケアが必要

（６）福祉施設への支援

施設等の利用者（高齢者や障がい者等）への直接支援は困難
施設職員等へのバックアップは可能
例えば、職員への給食、ゴミ出しの手伝いなど
どのようなことが要求され対応可能なのか考慮する必要がある。
そのためにも互いに顔のわかるつきあいが重要となる
→やしおル～プと協議

やしおル～プ：**八潮地区介護事業所連携推進委員会**

３．防災活動

（１）活動目標

防災区民組織の対応力の向上

（２）活動内容

八潮地区防災協議会が企画する総合防災訓練は八潮地区の立地状況や過去の災害経験、想定される災害を想定した訓練とする。
各防災区民組織は、おのおののレベルに合わせ、平常時、発災時、復旧・復興時を想定した訓練を行う。
特に、八潮地区の特性として災害時要支援者への対応を考慮した訓練も検討していく必要がある。

（３）八潮地区防災体制

防災体制は次図の体制を基本とする。

災害時における八潮地区の本部（CMC）を八潮地域センターに置くとともに、本部の運営は八潮地区防災協議会八潮地区協議会役員会がその任につき、八潮内の災害状況の情報収集を行う。

また、区内近隣地域の情報を収集し各関係機関に提供する。

本部体制は別紙のごとくとするが、状況に応じて追加する

防災協議会組織図

平成２５年６月
地区会議説明用資料
防災課作成

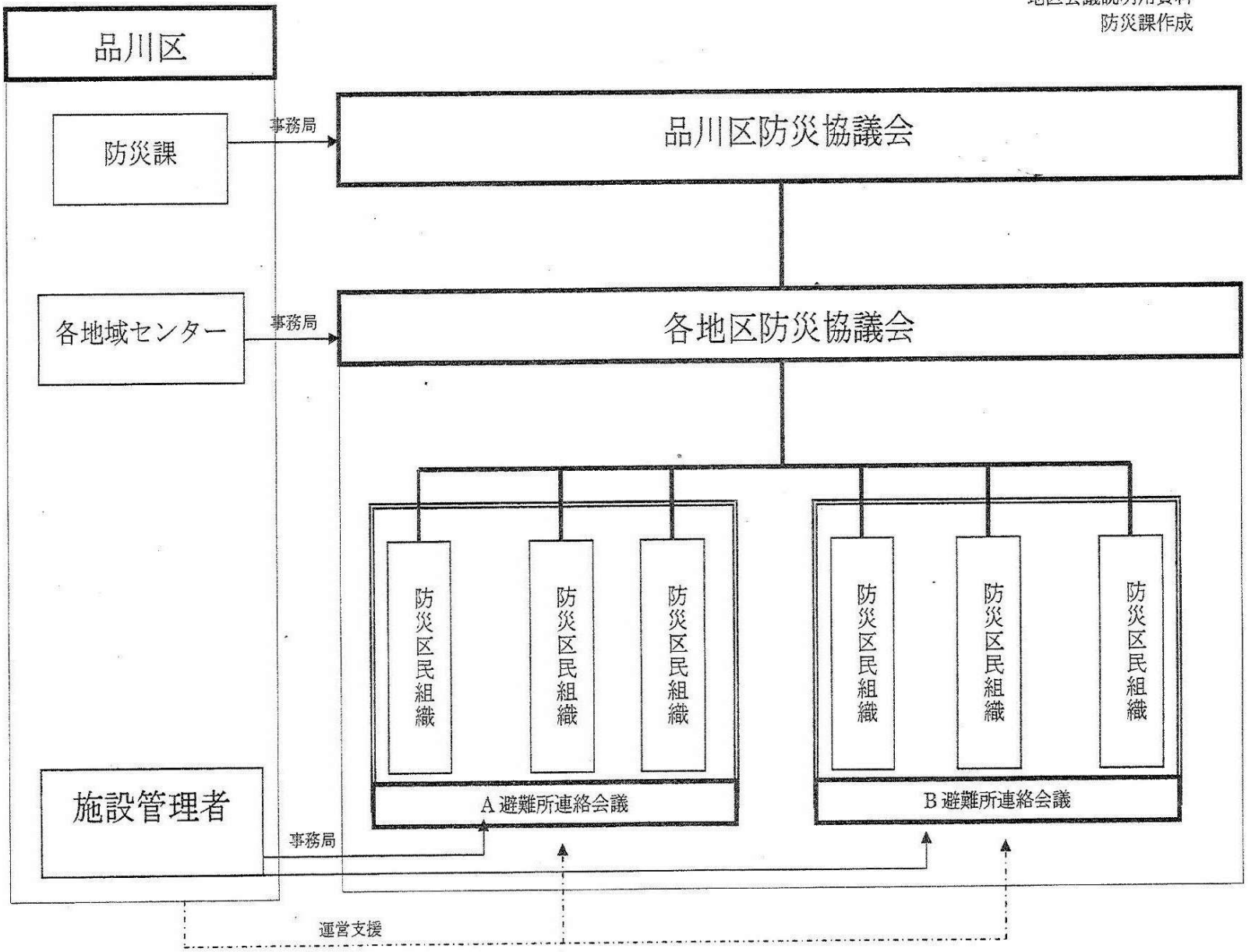

危機管理センター／ＣＭＣ（Crisis Management Center）

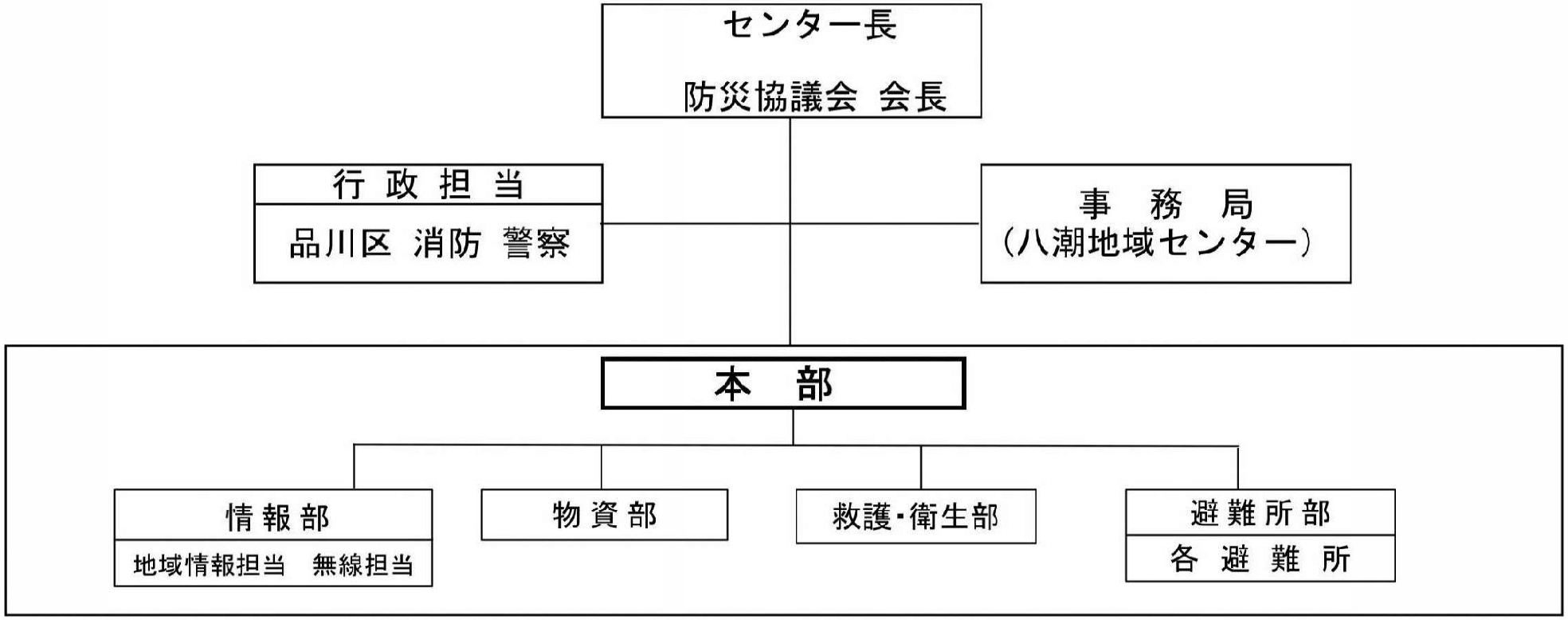

（４）活動体制（例）

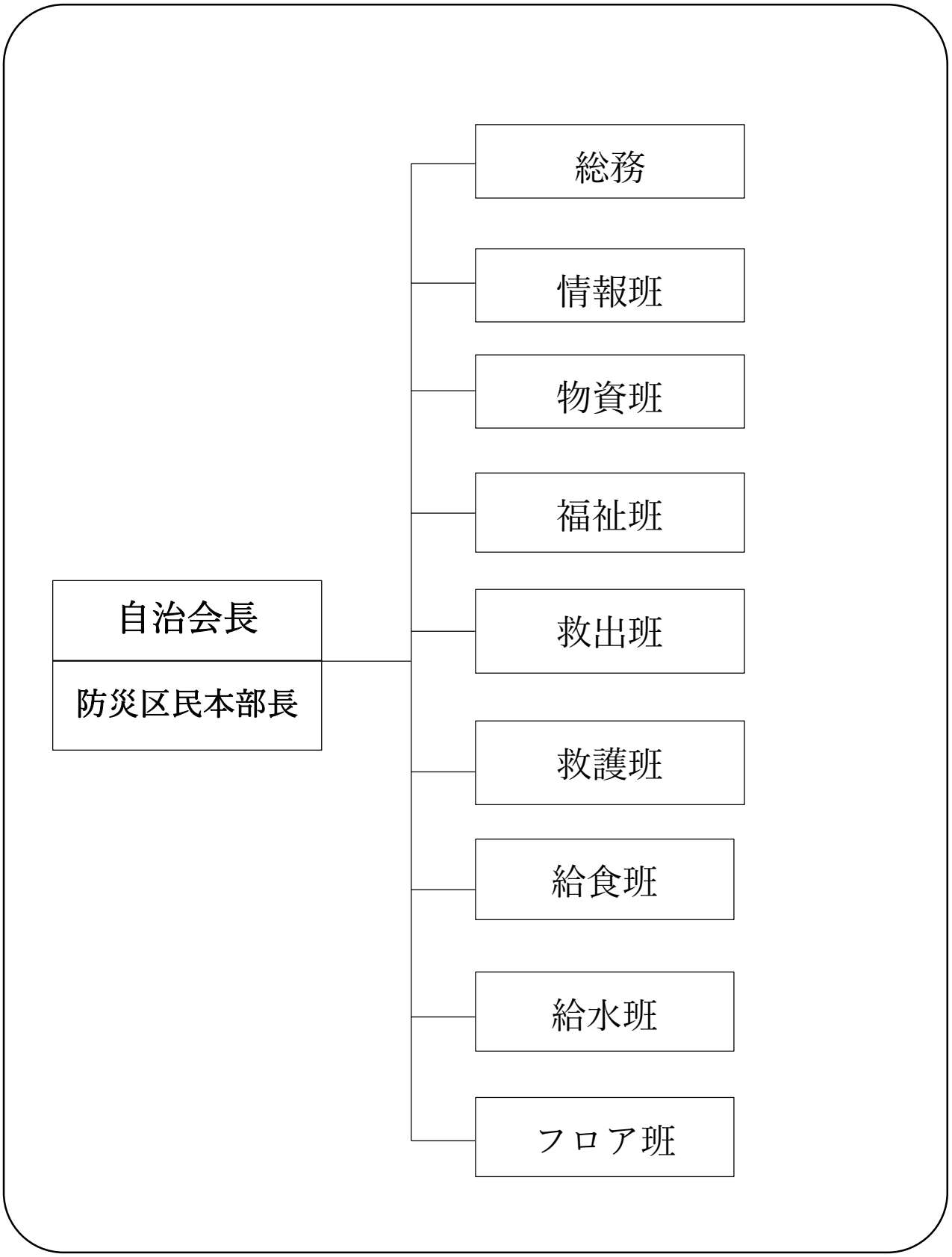

（５）平常時の防災活動

項　目	具体的内容	実施時期
防災区民防災組織の体制整備	緊急時の対応などの体制強化 標準マンション防災スマートシートの研究	通年
防災教育	自助・共助の重要性 備蓄品の準備（７日間分以上） 食料　(ローリングストック) 衛生用品 生活用品	通年
情報収取・伝達方法の整備	多様な手段を用いて情報収集 連絡網の構築	通年
支援計画の策定	要援護者の把握	通年
支援物資の受け取り方法等	支援物資の受け取りルール策定	
救命・救護	救命・救護講習の受講（消防・日赤）	
安全教育	家の中の安全対策 ● 家具の転倒防止 ● 家具の配置 ● 飛散防止フィルム	通年
交流	福祉施設との情報交換	通年
避難所	FMB 作成 FMB：ファーストミッションボックス	

（６）防災訓練

各防災区民組織・自治会は在宅避難や応急救護を考慮した防災訓練実施するとともに、災害時要支援者対策を図ることとする。

また、毎年秋ごろに実施する「八潮地区総合防災訓練」は八潮地区全自治会・防災区民組織が参加する訓練とし、会場を３か所（北地区・中地区・南地区）に分け、防災・減災の普及・啓蒙を図る訓練とする。

訓練内容は大きく３つに分け、３年に１度のローテーションとして連続同一訓練としない。

情報収集訓練としてアマチュア無線・LINE などを用いた訓練を行う。

1.自治会ごとの防災訓練（自助・共助）

①本部設置訓練
②在宅避難対応訓練
③災害時要配者対応訓練
④初期消火訓練
⑤応急救護訓練
⑥給水・炊き出し訓練
⑦情報収集訓練（被害状況等把握）
⑧その他

2.八潮地区総合防災訓練

①防災・減災訓練（防災・減災普及啓蒙）
②情報収集訓練（被害状況等把握）
③応急救護訓練
④その他

（７）災害時における防災活動

活動名	担　当	活動内容
共助・近助	全員	居住者の安否確認
初期消火	全員	消火できない場合は避難
対策本部設置	自治会長 本部長	防災区民組織参集 参集可能者 標準マンション防災スマートシートの活用
情報収集	自治会長 本部長 防災区民組織	内部情報収集 被害状況確認（人・建物被害） ELV 閉じ込め確認 外部の情報収集
要支援者サポート	全員	要支援者の孤立防止 子供の保護
安全確保	全員	自身の安全
ガスの点検	全員	ガス漏れ・ガス停止の確認
電源を切る	全員	通電火災予防
防犯	自治会	空き巣、窃盗など
炊き出し	自治会	炊き出しの実施
支援	自治会	福祉施設職員へのサポート 食事の提供など

（８）中長期的な活動予定

課　題	内　容	達成目標・時期
要配慮者支援	要配慮者の把握 日ごろから顔見知り 見守り	
個別配慮計画策定	事前名簿作成	
担い手の育成		
福祉施設	福祉施設間の交流 →　情報の共有 地域との交流	
地区防災計画	地区防災計画に基づいた訓練の実施 地区防災計画を１年毎の見直しを図る	PDCA 毎年１１月

４　地区防災タイムライン

●防災区民組織タイムライン（地震版）※震度６弱以上を想定

地区防災のタイムラインとしては、標準・マンション防災スマートシートを活用し対応にあたる。

別紙参照

標準・マンション防災スマートシート

◎：主業務、〇：サポート

災害発生からの時間		個人家族	災害発生後の行動種類（マンションにいる人全員で行う）										事前の備え				
			統括	情報収集	設備点検	安否確認	救出	見守り	子供預り	広報	保健	防犯	個人・家族での備え	完了	管理組合・自主防災組織としての備え	完了	参照
1．被災直後																	
1.1	自分自身の身の安全	◎											家具の転倒防止、ガラス飛散防止フィルム、家具の配置、ＬＥＤ化		ケガをしない対策セミナー開催、全戸ケガをしない自助の推進		
1.2	居合わせた家族・知人身の安全に協力	◎															
1.3	室内で出火した場合の初期消火	◎											エアゾール式簡易消火具		消火具使用法の訓練		
1.4	消火できない場合は避難	◎											避難ハッチは自信がある人以外は使用しない		隣宅への仕切り板け破り訓練		
2．被災後３０分まで																	
2.1	ガス漏れ・ガス停止の確認	◎											再開の仕方を知っておく		再開の仕方を教えるセミナー		
2.2	転倒・落下・飛ばされた電化製品の電源を切る	◎											電源を切るべき家電とブレーカーを切断する方法を知っておく		ブレーカー切断理由と感震ブレーカーのことを教えるセミナー		
2.3	軽症の手当て	◎											救急医薬品、AED講習会参加、日赤救急法救急員講習会参加		日赤救急法救急員講習会へ積極的参加		
2.4	閉じ込められた場合の救助要請コール	◎											緊急ホイッスルや指の骨で堅いものをたたくことを知っておく		閉じ込められた場合のサインを決めておく		
3．被災後１時間まで																	
3.1	外出家族の安否確認	◎															
3.2	自分の安全を家族に知らせる	◎											メール、ＳＭＳ				
3.3	自分や同居家族の状況を被災地以外へ知らせる	◎															
3.4	近隣住民の安否確認（フロア会、階段会など近隣住戸）　※集計しない					◎	◎						揺れが収まったら玄関から出て近隣同士の安否確認を知っておく		近隣の安否確認、ドアをたたく、仕切り板をけ破る等のルール化		
3.5	閉じ込められた人の捜索（室内、エレベーター、地下）					◎	◎								閉じ込め場所の把握　ドアの対震化		
3.6	マンション内で出火した場合の初期消火					◎							消火器の使用法を訓練で学ぶ		消火器使用訓練の実施		
3.7	要支援者サポート（見守り・声掛け）							◎					災害時も自宅で過ごす覚悟と備え		要支援者把握（手上げ方式で名簿作成）、見守り担当決め		
3.8	親が戻らない子供の預り								◎				子供がいる家庭同士は仲良くなっておく		子供がいる家族の把握、子供預かり担当決め		
3.9	災害状況・近隣状況確認	〇		◎									電池式（または手動式）ラジオ・ワンセグ携帯などの備え		体感震度や近隣の様子から被害状況想定訓練		
3.10	マンションに住み続けられるかどうかの確認				◎										避難が必要となる建物の状態把握と調査見回り手順・鍵の確認		
3.11	建物が倒壊の危険や、他の危険が迫る場合は安全な場所へ避難判断		◎												建物倒壊危険、津波、火災延焼、土砂崩れなどの避難場所を決める		
4．被災後３時間まで																	
4.1	子供の引き取り（二次災害に遭わない注意が必要）	◎											すぐに迎えに行けない場合もあることを子供に話しておく				
4.2	地震の揺れで散乱した室内の片づけ開始	◎															
4.3	自宅のトイレ対策	◎											携帯トイレの備え。臭い対策のため防臭袋の備え				
4.4	断水になったら水を流さないルールの周知									◎					断水が起きたらトイレから排泄物は流さないルール		
4.5	マンション建物・設備の損傷状態チェック				◎										耐震診断と補強、建物計画修繕、建物・設備の点検手順と内容の把握		
4.6	マンション内の危険場所の指定・表示				◎										立ち入り禁止を知らせる標示・標識の備え		
4.7	室内に閉じ込められた人の救出						◎								救助・救出のための部屋侵入方法模擬演習と必要となる道具		
4.8	エレベーター内に閉じ込めれらた人の救助・救出						◎						エレベーター閉じ込め者救出訓練に参加		エレベーター閉じ込め者救出訓練の実施		
4.9	子供のケア（親が戻らない子供の預かり）								◎				子供がいる家庭同士は仲良くなっておく		子供預かり担当決め		
4.10	負傷者の手当て										◎		日赤救急法救急員研修に参加		救急医療品、タンカ、毛布。医療従事者把握		
5．被災１日目の残り時間																	
5.1	避難所へは行かずに在宅避難生活開始	◎											発災害時は10日以上の在宅避難の覚悟と備え		避難所よりも自宅が住みやすいことの周知を日頃から行う		
5.2	自宅でのポリ袋調理開始	◎											10日分以上の食料、カセットコンロ・燃料の備え　誰でも調理		ポリ袋調理セミナー　カセットコンロを全戸所有推進		
5.3	自宅での飲料水確保開始	◎											10日分以上の飲料水の確保方法を身にける　デリオス浄水ボトル		飲料水の確保方法を見につけるセミナー		
5.5	自宅の照明対策	◎											停電時自動点灯ライトを主な場所に差し込んでおく		照明器具の備蓄と照明する場所と時間帯のルール化		
5.7	ゴミはゴミ置き場ではなく自宅保管開始	◎								◎			大災害発生時は自宅保管となることを知っておく		大災害発生時は自宅保管とするルール化		
5.8	在宅避難するためのチェック				◎										ピンポン球と色水を使って排水管簡易チェックの訓練		
5.9	ゴミの自宅保管、を居住者へ通知									◎					模造紙、マジック、ペン、ガムテープ（白）		
5.10	給食の手配		◎														
6．被災２日目・３日目																	
6.1	外出家族の安否確認	◎													災害伝言ダイヤル171の体験奨励（毎月１日と１５日に体験可能）		
6.2	自分の安全を家族に知らせる	◎											災害伝言ダイヤル171の体験		災害伝言ダイヤル171の体験奨励（毎月１日と１５日に体験可能）		
6.3	自分や同居家族の状況を被災地以外へ知らせる	◎													災害伝言ダイヤル171の体験奨励（毎月１日と１５日に体験可能）		
6.4	停電日数の把握	〇		◎											発電所の被災状況により停電期間が影響されることを学習する		
6.5	役所からの情報収集のために交代で避難所通い		◎	〇											避難所情報を取得する要員体制ルール		
6.6	損傷箇所の確認と修繕箇所の記録				◎										図面の準備、住民の中の建築・土木・電気・機械の専門職把握		
6.7	要支援者のケア							◎							要支援者の見守りグループの担当決め		
6.8	親不在の子供のケア								◎						子供預かりグループの担当決め		
6.9	不審者の侵入防止監視											◎			侵入者に対抗する用具（ホイッスル、警棒、メガホンなど）		
6.10	2日目・3日目の状況を掲示にて報告									◎					人命救助と初期消火に関する内容報告のルール化		
6.11	管理員等スタッフの食事と寝具の手配		◎														
7．被災４日目以降																	
7.1	避難所で行われる健康診断など医療サービス受診	◎											お薬手帳の保管				
7.2	役所からの情報収集のために交代で避難所通い		◎	〇											避難所情報を取得する要員体制ルール		
7.3	要支援者のケア							◎							要支援者の見守りグループの担当決め		
7.4	役所の情報や一日の状況を居住者へ知らせる									◎							
7.5	不審者の侵入防止監視											◎	交代で防犯パトロールに参加する意識を持つ		侵入者に対抗する用具（ホイッスル、警棒、メガホンなど）		
7.6	避難所に届いた救援物資（食料・水・燃料・医薬品・日用品など）を受援	〇	◎							〇			救援物資の運搬に協力する		リヤカーの備え　受援時にマンション在宅人数の把握方法の訓練		
7.7	備蓄食料切れや在宅避難が難しい場合は疎開	◎											平時からSNS等で疎開できる親戚や友人を作っておく				